

# 西盛里づくり計画



平成28年11月

西盛里づくり協議会

## 第1章 西盛集落の概要



押部谷町の各集落



西盛集落

### (1) 西盛集落の立地条件

押部谷町は神戸市西区の北部に位置し、東部で神戸市北区、西部で神出町、南部で平野町、北部で三木市にそれぞれ面している。西盛集落は押部谷町の北西に位置し、南部で近江集落、西部で細田集落、東部で福住集落、北部で神出町・三木市にそれぞれ隣接している。集落の中心を県道83号線および22号線が走り、南部には明石川が流れている。

### (2) 西盛集落の農家数

	2000年	2005年	2010年
農家数(戸)	48	47	44
専門農家	5	5	7
第1種兼業農家	5	4	1
第2種兼業農家	38	38	36
世帯数	206	208	153
人口	604	626	426

### (3) 西盛集落の営農状況

	2000年	2005年	2010年
農家人口(人)	191	151	125
農地面積(a)	2735	2518	2509
田	2674	2483	2459
畑	61	35	50
樹園地	—	—	—

#### (4) 農村用途区域

西盛集落の農村用途区域は、環境保全区域と農業保全区域からなっている。農村用途区域に関し、現在定められている区域設定を変更しないものとする。

用途区域	面積 (ha)	割合 (%)	備考
農業保全区域	61.3	75.8	今後も区域の優良農地を保全活用する。
環境保全区域	19.6	24.2	今後も保全区域として活用する。
集落居住区域	0	0.0	新たな区域設定は行わない。
特定区域 A 区域	0	0.0	新たな区域設定は行わない。
特定区域 B 区域	0	0.0	新たな区域設定は行わない。
合 計	80.9ha	100.0%	

#### (5) 地区の問題点及び課題

##### ①農業振興

集落内農業者の高齢化および後継者不足により、担い手の確保、地域農業の活性化が望まれる。

##### ②生活環境

集落内の危険カ所を改善し、安全で住みよい生活環境づくりを行う。

### 第2章 地区の整備の目標及び方針

西盛集落の資源を活かして、農業振興による地域の活性化および安全で住み良い環境づくりを基本目標とし、以下の点を軸に魅力ある里づくりを進めていく。

①多様な農業を振興するための条件整備

②里づくりの拠点施設として農産物直売所を整備

③集落内の危険個所の改善

### 第3章 農業振興計画

#### (1) 多様な担い手の育成

集落内の意欲ある農家を担い手として育成していく。

#### (2) 野菜の振興

集落内ではナス、ブロッコリーなどの農産物が生産されている。これらの生産振興を行い、安定した農業経営を目指していく。

#### (3) 農産物直売所

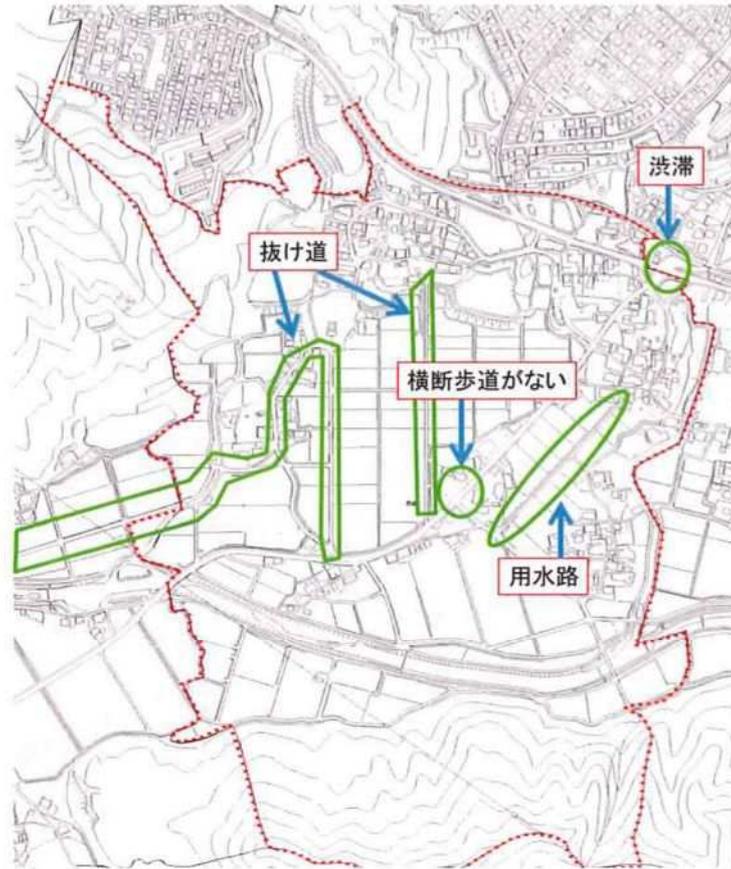
新たに整備する農産物直売所では、将来的に農産物の加工品開発にも取り組み、農家だけでなく地域住民などのグループとの連携を図り、地域の活性化を目指す。

## 第4章 環境整備計画

### 1 生活環境

#### (1) 安全対策

集落内の危険箇所をまとめた結果、以下の4地点が挙げられた。



① 県道 83 号線の西盛自治会館および JA ふれあい会館と西区役所押部谷連絡所および JA 押部支店の間の箇所横断歩道がないため、危険である（写真 1、図 1）。

関係機関に要望し、横断歩道を設置する。



写真 1

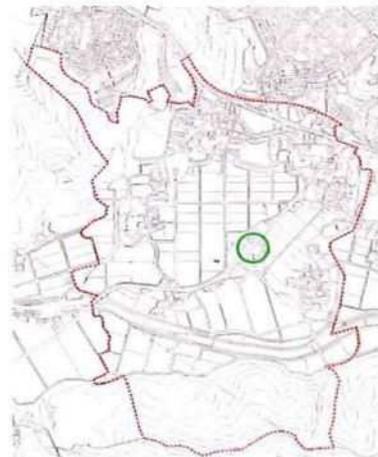


図 1

②西盛口交差点の渋滞がひどく、集落住民の生活に支障をきたしている。

また、押部谷小学校の通学路になっており、危険である。

さらに、抜け道として周辺の農道を通行する車があり、農作業をするうえで危険である

(写真 2・3、図 2・3)。

関係機関に要望し、安全対策を行う。



写真 2 (西盛口交差点)



図 2 (西盛口交差点)



写真 3 (抜け道を通過する車)

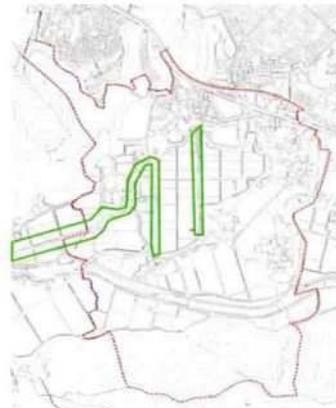


図 3 (抜け道として使われている農道)

③子どもが農業用水路に入って遊び、危険である (写真 4、図 4)。

関係機関に要望し、看板の設置など、安全対策を行う。



写真 4 (幼稚園付近の水路)

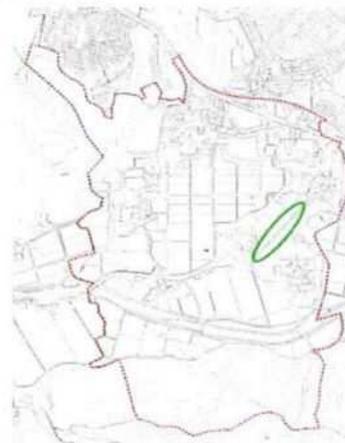


図 4 (幼稚園付近の水路)

## (2) 美しい農村景観の維持

集落内に駐車場、洗車場、資材置場など環境に好ましくない土地利用がされないか心配である。共生ゾーン条例に基づき、西盛里づくり協議会がこれらの土地利用を認めないことで、美しい農村景観や生活環境を守り、維持していく。

## 第5章 土地利用計画

地域の環境や景観に配慮した秩序ある土地利用を計画的に進める。

秩序ある土地利用を計画的に推進し、農村らしい景観の保全及び形成に努めることが大切であり、法令を順守して活性化を推進していく必要がある。

### (1) 個別的土地利用計画

#### ①里づくり拠点施設

下表のとおり、農産物直売所を「里づくりの拠点施設（里づくり協議会が主体となって建築・運営するもの）」（次頁参照）として整備し、西盛集落の活性化を目指す。

所在地および面積	神戸市西区押部谷町西盛 土地面積約 2,000 m <sup>2</sup>
運営主体	西盛里づくり協議会及び兵庫六甲農業協同組合
施設の用途	①地元特産物等の供給施設 地元農産物販売のスペース ②都市住民と地域住民の交流および農村の活性化に資する施設
建築計画への配慮	①建築物を新築するが、施設周辺の農村環境及び景観と調和のとれた規模・設計・構造及び外観となるよう配慮する。 ②屋外広告及びデザインについては周辺環境に配慮したものとする。 ③駐車場については、施設の規模及び用途に応じた適切な規模の駐車場を確保に努める。施設周辺における交通の機能を阻害し安全に支障をきたすことのないよう計画する。
その他特記事項	施設の管理責任は兵庫六甲農業協同組合が負うものとする。



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span>	農業保全区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:green; border:1px solid black;"></span>	環境保全区域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid red;"></span>	里づくり計画に位置付ける箇所

②不要ため池の活用

集落で不要になったため池 2 か所（菖蒲谷池・大道池）について、太陽光発電施設などの活用を検討する（図 5、写真 5・6）。



図 5 集落内ため池位置図

写真 5（大道池）



写真 6 (菖蒲谷池)

西盛里づくり計画の策定経過

日時	場所	協議事項	参集者
平成 28 年 9 月 11 日	西盛自治会館	里づくり計画についての説明	西盛里づくり協議会 19 名
平成 28 年 10 月 16 日	西盛自治会館	西盛里づくり計画 (案) について	西盛里づくり協議会 15 名
平成 28 年 10 月 30 日	西盛自治会館	西盛里づくり計画 (案) について	西盛里づくり協議会 12 名
平成 28 年 11 月 20 日	西盛自治会館	里づくり計画全体の合意形成	西盛里づくり協議会 13 名